

件名：設計図書の誤記について【交通安全施設整備工事(R4-03)】

令和4年8月17日に開札をした下記の工事（制限付き一般競争入札（工事一般型））において、設計図書の表記に誤りがあったことが判明しました。このような事態を招いたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

**【案件名】**

**交通安全施設整備工事(R4-03)**

契約締結日 令和4年8月31日

**【判明の経緯】**

- 1 契約締結後に公表した設計書（金入）の閲覧者から、次の指摘がありました。  
入札公告時に公表した設計書（金抜）中「道路付属物設置工（車線分離標（ラバーポール）設置）」について、「数量」欄が「12本」となっている一方、「費目・工種・種別・細別・規格」欄及び代価表の見出しには「10本未満」の場合の単価を採用しているとの記載がある。設計書（金入）によれば、「12本」の場合の単価を採用して積算しているのではないか。
- 2 積算担当課で確認したところ、指摘のとおり誤記があることが判明しました。

**【今後の対応】**

「10本未満」の単価を採用して積算していた場合、落札者が別の者となる可能性がある入札結果でしたが、次の理由により、落札者との契約を継続することとしました。

- (1) 「数量」欄が「12本」となっている上、入札公告時に公表した図面においても12本使用することとなっており、12本使用することが容易に読み取れること。また、特記仕様書に、例外的に「10本未満」の単価を採用するとの記載はなく、これまでの発注例からも、本件で「10本未満」の単価を採用するとは考えられないこと。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、正である使用数量（12本）とこれに対応する単価に基づいて算定されており、誤っていないこと。
- (3) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札のうち最も低い額で入札した者を落札者としていること。
- (4) 落札者との契約は、有効に成立していること。

**【発生の原因】**

本件の設計におきましては、まず工種等の大枠を設計積算システムに仮入力し、設計を進める中で、数量及びこれに応じた条件を確定していき、変更入力を行いました。

具体的には、まず「道路付属物設置工（車線分離標（ラバーポール）設置）」について、「10本未満」の単価を仮入力（選択）し、設計を進める中で、12本使用することとなったため、「12本」の単価に選択を変更しました。この際、表記は、当初選択した「10本未満」のまま変更されませんでした。単価の選択を変更すれば当然に表記が更新されるものと認識していました。

このため、複数者による設計図書の確認において、確認もれが生じたものです。

#### 【再発防止策】

- 1 単価を変更すれば当然に表記が更新されるよう、設計積算システムを改修しました。
- 2 検算を行う職員が、設計書（金抜）その他の入札公告時公表資料により間違いなく積算できるかという視点でチェックするよう、チェックリストの見直しを行います。

#### 【その他】

電子入札システム及び本市契約課ホームページの当該案件に関わる全てのデータを削除します。

積算担当課 土木部 交通対策課

(契約課 工事担当)